資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十八年八月二十二日

広島県尾道市浦崎町一三六四番地六

株式会社せとうちクルーズ

代表取締役　永堀　敬太

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八千五百八十四万六千九百七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十八年八月二十二日

名古屋市港区港栄三丁目二一番四号

新川ホールディングス株式会社

代表取締役　水野　雅子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百七十九万七千円、資本準備金の額を二千四百二十九万七千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年八月二十二日

さいたま市南区鹿手袋三丁目二番二七号

有限会社ムサシノ興産

代表取締役　関根　宏

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四百八十七万五千円、資本準備金の額を七千五百八十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

平成二十八年八月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

ＣＷＳホールディングス株式会社

代表取締役　安達　保

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は資本金の額を三千万円、利益準備金の額を七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表は、平成二十八年六月十七日付官報（号外第一三五号）六十八頁に開示しております。

平成二十八年八月二十二日

東京都台東区柳橋二丁目一四番四号

株式会社サンバード商事

代表取締役　曽我　広巳

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年九月六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年九月二十三日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年八月二十二日

千葉県千葉市花見川区幕張本郷一丁目一六番三号　株式会社シー・エス・ランバー

代表取締役　中井千代助

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年九月九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式二株を二〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年八月二十二日

東京都品川区西五反田二丁目六番三号

株式会社五反田

代表取締役　大山　努

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年九月六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年九月下旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年八月二十二日

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反一〇七番地

株式会社丸市青果

代表取締役社長　石原　美紀

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年八月二十二日

長野県駒ヶ根市赤穂四九七番地八七一

ファイヤーサイド株式会社

代表取締役　ポール・キャスナー

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月六日に開催予定の臨時株主総会において承認可決されることを条件として、同日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年八月二十二日

沖縄県那覇市泉崎一丁目二一番一三号

沖縄土地住宅株式会社

代表取締役　竹野　一郎

限定承認公告

本籍大韓民国、最後の住所大阪府泉南市樽井三丁目九番一号

被相続人　亡　岸田泰延こと　金　正培

右被相続人は平成二十七年七月二十五日死亡しその相続人は平成二十八年八月二日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十二日

東京都三鷹市井口三―一六―二四

限定承認者　岸田裕三子こと　金　初子

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社エミ

二、代表者の氏名　代表取締役　可知　照章

三、本店の所在地　岐阜県恵那市長島町中野二丁目四番地一〇

四、許可年月日　昭和五十八年二月二十八日

五、営業を廃止した年月日　平成二十八年五月六日

六、営業保証金等の金額

①　営業保証金　金十万円

②　前受業務保証金　金五十三万六千円

七、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を中部経済産業局長に提出してください。

八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成二十八年八月二十二日

岐阜県恵那市長島町中野二丁目四番地一〇

株式会社エミ

代表取締役　可知　照章

取消公告

平成二十八年七月二十七日（号外第一六六号）掲載の左記会社係る合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十八年八月二十二日

岡山県倉敷市神田二丁目一三番二五号

（甲）下原食品株式会社

代表取締役　下原　一臣

岡山市中区平井三丁目八八番地三

（乙）真心のおきに市場株式会社

代表取締役　下原　一臣

正誤

ページ	段	行	誤	正
一八一	一	一五～一四	終りから 本籍朝鮮全羅南道務安郡良山面	本籍朝鮮全羅南道務安郡良山面

平成二十八年四月十三日掲載の札幌家庭裁判所に係る平成二十七年（家）第一五三八号失踪に関する届出の催告中

（原稿誤り）

慶津里221番地

慶津里221番地

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月二十二日付第一八四号
五月二十七日付参会第三一

六四ページ●同日付政府調達第一五七号八〇ページ●
号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）